総合評価落札方式（建築施工計画評価型）について

（ 趣　旨 ）

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保などを目的に、価格と技術提案を総合的に評価し、優れた案を提示した者を落札者として決定する方式です。建築施工計画評価型は、価格と施工計画についての技術提案を評価する取組です。

（制度概要）

1　評価方法

入札参加者が提出する技術資料を点数化し、算定式で得た数値「評価値」が最も高い者を落札者とします。「評価値」は、「技術評価点」を「入札価格」で除して算出（除算方式）します。

【算定式】

評価値 ＝ 技術評価点/入札価格
＝｛標準点（90 点）＋（施工体制評価点＋加算点）/３｝/入札価格

2　落札者決定のイメージ

入札参加者が①～⑤（「入札価格」が「失格基準価格」以上で「予定価格」以下）について「技術評価点」を算出し、「入札価格」で除した「評価値」が最も高い⑤が落札者となります。（下図参照）

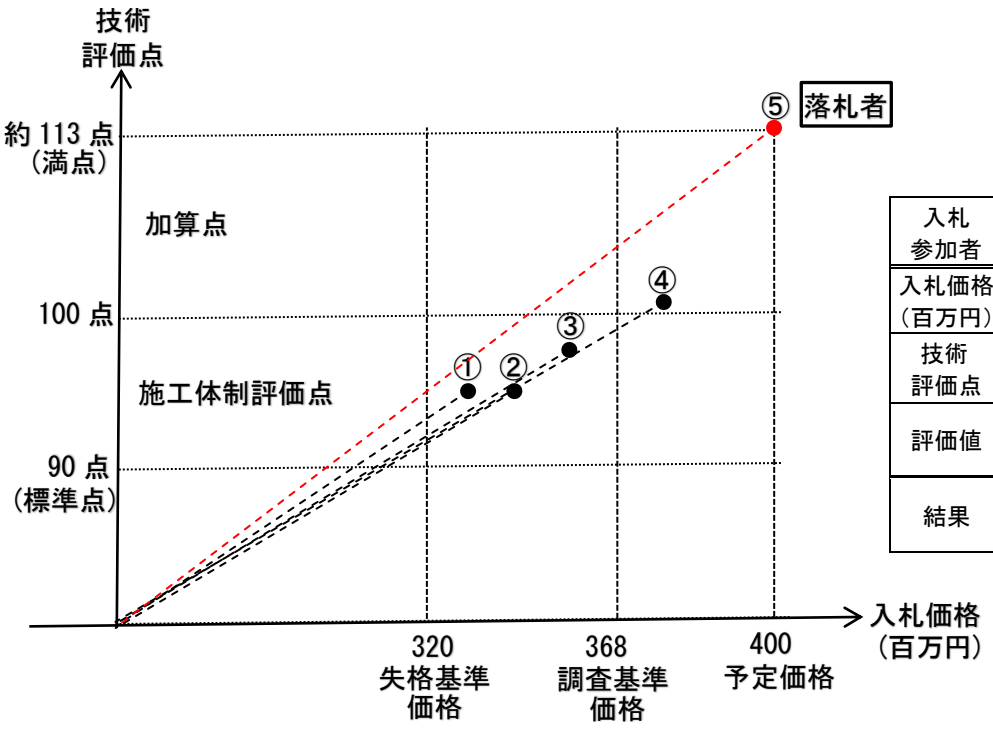

入札参加者	①	②	③	④	⑤
入札価格（百万円）	336	348	358	378	400
技術評価点	94.67	94.67	98.67	102	113
評価値	28.17	27.20	27.56	26.98	28.25
結果	2位	4位	3位	5位	1 位

【想定価格】
予定価格　　：400（百万円）
調査基準価格：368（百万円）
失格基準価格：320（百万円）

３　対象工事

品質管理や施工体制・計画等の差異が品質等に影響する工事を対象とし、予定価格は７千万円（設備工事は１千５百万円）以上とします。高度な施工技術や工期短縮などの技術提案を求めるものではありません。

４　「技術評価点」の評価項目及び評価基準（配点方法）

「技術評価点」は、「標準点（90 点）」、「施工体制評価点(満点 30 点）」、「加算点(満点 41 点）」を基に算出した数値です。評価項目と評価基準は、下記のとおりです。

⑴ 施工体制評価点

〇施工体制の確保

■品質確保の実行性　　：コンプライアンス、安全体制を対象とし、法令遵守のための社内体制や、従業員への行動規範などの教育実施状況などを評価。
【上位１社に最高点(15 点)。2 位以下は次点(5 点)又は最低点(0 点)】

■施工体制確保の確実性：下請け会社の体制、工事費内訳書、資材・労務の調達計画を対象に、計画内容、科目ごとの価格の妥当性などを評価。
【上位１社に最高点(15 点)。2 位以下は次点(5 点)又は最低点(0 点）】

⑵ 加算点

〇施工計画

■「施工上配慮すべき事項」: 工事における配慮事項（仮設計画、騒音振動対策、飛散防止、資材搬出入、産業廃棄物処理、課題など）を評価。
【上位１社に最高点(21 点)。2 位以下は次点(12 点)又は最低点(0 点）】

■「工程表」の適切性　　：主な工種の工期、関係性、課題などを評価。
【上位１社に最高点（4 点)。2 位以下は(0 点）】

〇企業の施工能力

・工事成績　　：県、公社等発注の工事成績の点数を評価。（４件まで）
・社会貢献点数：入札参加資格者名簿の社会貢献評価数値を評価。

〇配置予定技術者の技術力

・主任（監理）技術者又は現場代理人として担当した県、公社等発注の当該工種の工事の工事成績を評価。（２件まで）
・当該工種の継続学習制度（CPD）の推奨単位以上の取得を評価。
※建築工事の場合は、年間 12 単位以上必要。

〇地域建設業者の育成

・本店の所在地が県内（又は指定地域）の場合を評価。
・元請け又は下請負人が県内（又は指定地域）の場合を評価。